

## 改定民法における「共同親権」の抜本の見直しを求める意見書 (案)

本年5月17日に成立した改定民法「共同親権」について、2年後の施行実施を前に、抜本的な見直しを強く求める声が、全国各地の弁護士会、医療や教育、福祉の関係者などから上がっている。

これまでは、離婚後は父母の片方が親権者となる「単独親権」であったが、今回の改定民法では、父母双方が合意できない場合も、裁判所が共同親権を定めうることになった。

しかし、最大の問題は、真摯な合意がないのに親権の共同行使を強ければ、別居親による干渉、支配が復活、継続が手段となり、子の権利や福祉が損なわれる危険が否定できないことである。そもそも憲法第24条第2項は、離婚や婚姻、家族に関する法律の在り方について、「個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」と定めている。当事者間に合意のない「共同」の強制は、「個人の尊重」を最も大切な価値とする憲法との整合性さえ問われている。

については、国におかれては、「個人の尊重」を基本理念に、改定民法における「共同親権」について、2年後の実施を前に、抜本的に見直されるように強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年9月18日

京都府精華町議会  
議長 三原 和久

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣